



答 申 第 3 号  
平成5年5月13日

秋田県知事 佐々木 喜久治 様

秋田県公文書公開審査会  
会 長 伊 藤 彦 造

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問  
について（答申）

平成5年2月22日付け環\_1364で諮問のこのことについて、別紙のとおり答申します。

1. 「産業廃棄物処理業の許可について（伺い）外2件」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第3号）

審査に当たっては、異議申立人から異議申立書（別紙「資料1」）及び非公開理由説明書に対する意見書（別紙「資料2」）に基づき異議申立ての理由、意見を聴取するとともに、実施機関（環境衛生課廃棄物対策室）から非公開理由説明書（別紙「資料3」）に基づき非公開の理由等聴取し、非公開対象公文書を個別的具体的に審査した結果、以下のよう

### 審査会の結論

1 実施機関が部分公開決定において秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項第1号（個人に関する情報）及び第2号（事業に関する情報）に該当し非公開とした次の部分について、次の理由により、実施機関の判断は妥当と判断する。

(1) 「昭和55年7月11日付け産業廃棄物処理業の許可について（伺い）」の「横断面及び計画図中の容積」

理 由 容積即ち「埋立容量」に関する情報は、本件産業廃棄物処分場における処理能力、経営規模を示し、さらに、当該処分場における収入をも推測させることから経営上の重要な位置付けとなるもので、公開することによって、本件産業廃棄物処理業者の他業者との競争上若しくは事業運営上の地位が損なわれると認められるので条例第6条第1項第2号本文に該当する。

また、同情報は、単に産業廃棄物処分場の処理能力、経営規模を示すだけの情報であり、「人の生命、身体、健康、又は生活の保護」とは直接結び付かない情報なので、これを公開することが「人の生命、身体、健康、又は生活の保護」に必要と認められず、「埋立容量」が生活環境を破壊しているわけでもなく、公開することが公益上必要と認められないの本号ただし書きに該当しない。

(2) 「昭和60年5月15日付け産業廃棄物処理業変更届出」の「同意書中の個人名、住所、印影」

理 由 同意者の住所、氏名、印影が明示されており、特定の個人が識別されるので条例第6条第1項第1号本文に該当する。

また、個人のプライバシーは最大限尊重されるべきであり、公益の名の下にいたずらに侵害されることがあってはならず、これらの情報を公開することが個人のプライバシー侵害以上に公益上必要と認められないので、本号ただし書きに該当しない。

2 実施機関が部分公開決定において条例第6条第1項第2号に該当し非公開とした次の部分について、すでに公開済みの他の部分と結び付けて「埋立容量」が判別できる数字の部分を除き、条例第6条第2項の規定に基づく部分公開が妥当と判断する。

- (1) 「昭和55年11月19日付け産業廃棄物処理業の変更許可について（伺い）」の「断面図、立面図、設計計算書」
- (2) 「昭和60年5月15日付け産業廃棄物処理業変更届出」の「断面図」

#### 審査会の要望

産業廃棄物処分場については、生活環境保全の立場から、県民とりわけ周辺住民の関心は高く、その理解と協力が必要とされるところである。

このため、環境行政推進にあたっては、周辺住民に対する情報の提供等を積極的にすすめ、県民の信頼にこたえられる廃棄物処理対策を推進し生活環境の保全が適切に行われることを当審査会として要望する。

秋田県公文書公開審査会委員名簿

区 分	氏 名	職 名	摘 要
会 長	伊 藤 彦 造	弁 護 士	
会長代理	藤 川 浄 之	秋田魁新報社専務取締役	
	古 田 重 明	秋田経済法科大学法学部長	
	西 台 満	秋田大学教育学部助教授	
	平 川 信 夫	弁 護 士	

※ 任 期（自平成5年10月19日 ～ 至平成7年10月18日）